

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名 称	区 分	課程等	学 科	位 置	名 称	区 分	課程等	学 科	位 置
[略]					[略]				
岩手県立大槌高等学校		<u>全日制</u> 全日制	<u>普通科</u> 地域探究科	[略]	岩手県立大槌高等学校		全日制	地域探究科	[略]
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。